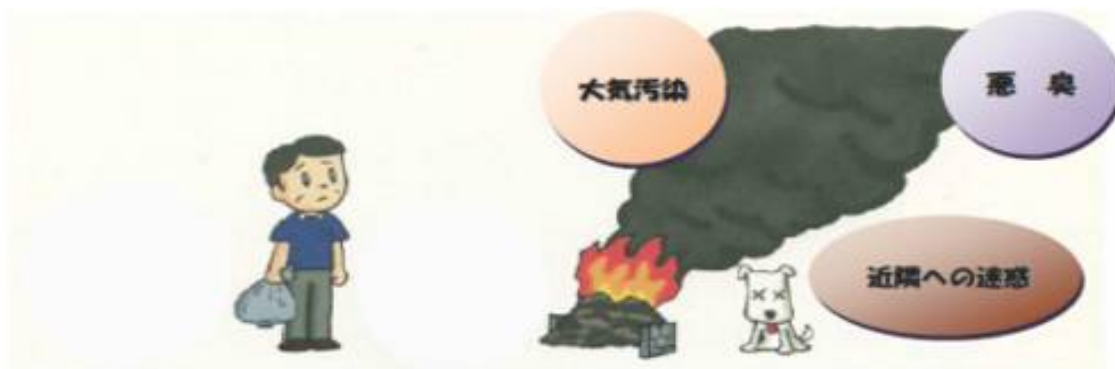


野焼きは法律で禁止されています！！



近隣の方は、困っています。

- ・洗濯物ににおいがつく。
- ・煙で、窓を開けることが出来ない。
- ・ダイオキシンが発生していないか不安だ。
- ・こどもが喘息なので困っている。
- ・ふとんが干せない。

◎法令により、野外での焼却行為は禁止されています。一部例外はありますが、周辺の生活環境に悪臭等の影響を及ぼしている場合、行政指導の対象となり、焼却を中止していただくことがあります。

◎庭で刈った草木は焼却せずに、少量であればお近くのゴミステーションへ出されるか、それ以上であればクリーンセンターに直接搬入してください。（いずれも無料です。ゴミステーションへの出し方は「ごみカレンダー」でご確認下さい。）



◎お互い思いやりの心を持って、住みよいまちづくりを推進しましょう。

ご不明の点等ございましたら、環境部 不適正処理事案対策室までお尋ねください。

電話：20-0660（廃棄物指導課直通）